

仕様書

1. 業務名 タブレット売払（中津市小中学校使用済み GIGA 端末の処分業務（有償売却））

2. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA 端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3. 受託条件

・受注者は、以下①～③のいずれかに基づく事業者であり、かつ、パソコン・タブレットの処分実績（過去 5 年間に 1 件当たりの台数が本件と同程度の処分実績、または、過去 5 年間のうちの連続する 2 か月の間で本件と同程度の処分実績）を有していること。なお、証明する書類を事前に提出すること。

①使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。）を受けている事業者。

②資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者。

③情報機器の適正処理、再資源化に関する認定（例：JITAD 認定）を受けており、過去に他の自治体において情報機器の再資源化、データ消去を行った実績がある事業者。

4. 業務内容

・受注者は、「7. 引渡し対象品」を入れる段ボール等の梱包用資材を別紙 1 に記載する回収場所へ事前に提供すること。なお、GIGA 端末を入れる梱包資材はカバーを付けたまま梱包できるものとする。また、梱包資材内に GIGA 端末が何台入っているか一目でわかるようなつくりとすること（例：

段ボール内に仕切りを作って1箱に20台しか入れられないようにするなど)

- ・受注者は、発注者と協議をして決まった日程で、発注者が梱包した GIGA 端末等を回収すること。なお、保管部屋から車両等への持ち運びは受注者が行うものとする。
- ・受注者は、受注者の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA 端末等を再使用・再資源化すること。
- ・GIGA 端末に含まれるデータの消去を、「9. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、データ消去完了証明書を発行すること。

5. 契約方法

単価契約（1台あたりの単価）

6. 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで。ただし、令和7年12月1日から令和8年1月31日の期間で別業務にて梱包作業を行っているため、回収は令和8年2月1日以降に行うこと。

7. 引渡し対象品

引渡し品	詳細	備考
GIGA 端末 (i P a d)	・令和2年3月導入と令和3年1月導入 ・i P a d第7世代 32GB シルバー	・保護フィルム、カバーがついた状態で引渡しをする
キーボード付きカバー	・ロジクール RUGGED COMBO3	・台数を確認すること(後述)
A Cアダプター	・A Cアダプター タイプA	
ケーブル	・ライトニング充電ケーブル タイプA	

8. 予定数量・引渡し場所等

- ・別紙1に記載の内容とし、不良端末も総台数の5%以内までは買取台数に含むものとする。なお、台数については変更になる可能性があるため、相互協議を行う。また、「電源が入らない端末」「画面割れの端末」を不良端末として計上している。
- ・令和8年1月31日まで GIGA 端末を使用しているため契約後に不良端末の数が増える可能性がある。不良端末の数が全台数の5% (小数点以下切捨て) を超える台数については、処分は実施するが、売払台数に含めないものとする。

9. 引渡しの方法

- ・発注者および受注者は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。
- ・受注者は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配すること。
- ・中津市が渡した台数と回収後に確認した台数に差異がないよう、学校の担当者と共に端末の台数を確認し、回収確認書にサインをすること。なお、回収確認書には「日時」「場所」「回収物」「回収総数」を記載し、様式は任意とする。ただし、GIGA 端末の数のみ確認することとする。

10. 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・「小型家電リサイクル法」を遵守し、受注者が関係機関に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・盗難や情報漏洩等が発生しないように、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・処分（再使用・再資源化）にあたっては、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊すること。
- ・データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・GIGA 端末を再使用する場合は、発注者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

11. 売却代金の振り込み

受注者は引き渡し予定日（引渡し日が複数日にまたがる場合は引渡し予定初日）の 1 週間前までに売却台数分の代金を振り込むこと。

回収後に、中津市が提示した台数と差異が生じた場合は、両者協議の上、差額を支払う、または返金するものとする。

12. 業務完了の確認

売却代金の振り込み、及び再使用する場合はデータ消去証明書の提出、再資源化する場合は再資源化報告書の提出をもって業務が履行されたこととみなす。

1 3. 協議事項

発注者の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者の担当職員と協議しその指示に従うこと。

1 4. 留意事項

(1) 損害賠償

売払業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

- ・受注者は、事前に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・受注者は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・受注者の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(3) 仕様書に関する質問及び期限についての連絡先

質問期限 令和7年10月23日(木) 12時00分までに下記へFAXにて行うこと。

中津市教育委員会 学校教育課 担当 早田

電話番号 0979-22-4941

FAX 0979-22-1492

仕様書 別紙 1

小学校名	教師用	児童・生徒用	うち不良端末	学校合計
南部小学校	12	99		111
北部小学校	28	443		471
豊田小学校	22	347		369
小楠小学校	30	478		508
鶴居小学校	30	477		507
大幡小学校	41	672		713
如水小学校	25	350		375
三保小学校	12	102		114
和田小学校	11	162		173
今津小学校	12	153		165
沖代小学校	31	499		530
真坂小学校	11	72		83
山口小学校	11	172		183
秣小学校	10	45		55
深水小学校	6	7		13
樋田小学校	10	49		59
上津小学校	10	41		51
城井小学校	9	29		38
下郷小学校	12	31		43
津民小学校	3	3		6
三郷小学校	11	45		56
豊陽中学校	35	320		355
緑ヶ丘中学校	44	641		685
中津中学校	26	382		408
城北中学校	22	308		330
東中津中学校	20	259		279
今津中学校	11	101		112
三光中学校	17	158		175
本耶馬溪中学校	14	44		58
耶馬溪中学校	10	34		44
山国中学校	10	36		46
教育委員会	319	0	43	319
合計	875	6,559	43	7,434